

# 魅力あるまちづくり 施策

町では、地域の特色を活かした「魅力あるまちづくり」を目指し、町の付加価値を高めるための施策の取り組みを進めています。そこで3月議会で可決され、景気対策や新築住宅の取得を税制面から支援する条例「新築住宅に対する固定資産税の減免条例」の概要についてお知らせします。



●**既存の減額措置** 新築住宅については、家屋調査に基づき家屋の評価額が算出されます。この評価額を基準に、固定資産税が賦課されますが、※**地方税法の規定による減額措置**により、住宅の規模に応じて3～5年度分の「固定資産税の減額」が実施されています。

※**地方税法の規定による減額措置**  
新築された住宅には、新築後、一定期間の固定資産税額が「2分の1」に減額されます。減額範囲は、専用住宅・併用住宅ともに居住部分のみです。（ただし、床面積・居住部分について、一定の要件があります。）

●**町の「減免条例」の概要**  
地方税法による減額のほか、町では単独の減免措置として平成16年度課税分から、新築住宅にかかる税額を減免します。

●**減免の割合**  
地方税法の減額措置の適用を受ける住宅は50㎡以上120㎡以下の部分について「全額減免」、それ以外の住宅は「2分の1」が減額されます。  
※ 地方税法の減額措置を適用後、町の新築住宅減免が上乗せされることとなります。

●**対象住宅** 平成15年1月2日から平成18年1月1日までに新築された住宅。（平成15年1月1日以前に新築された住宅は対象外）

●**その他** 町の減免では、居住部分の割合や床面積などの該当要件はありません。

●**減免対象期間（年度）** 新たに固定資産税が課税される年度から、3年度分が減免されます。

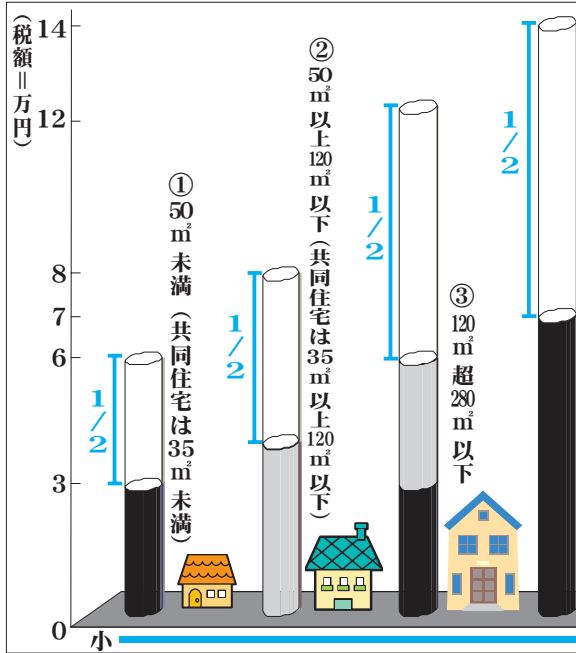
| 新築年月日           | 減免される年度    |
|-----------------|------------|
| 15年1月2日～16年1月1日 | 16・17・18年度 |
| 16年1月2日～17年1月1日 | 17・18・19年度 |
| 17年1月2日～18年1月1日 | 18・19・20年度 |

●**住宅規模と減免額** ※共同住宅は35㎡

| 減免額               | 住宅規模             |
|-------------------|------------------|
| 税額の1/2減免          | 50㎡未満            |
| 全額減免              | 120㎡以上<br>120㎡以下 |
| 120㎡を超えない部分に1/2減免 | 120㎡超<br>280㎡以下  |
| 税額の1/2減免          | 280㎡超            |

●**申請手続き** 新築住宅の賦課期日前までに「新築住宅減免申請書」の提出が必要です。（家屋調査に伺った際、申請手続きについて説明します。）  
※納付税額がない・他に課税物件がない方には、減免適用期間中、納税通知書は送付されません。

●**例えば...**  
①の税額が6万円の場合  
⇒税額は3万円  
②の税額が8万円の場合  
⇒全額減免(0円)  
③の床面積240㎡で  
税額が12万円の場合  
⇒税額は3万円  
④の税額が14万円の場合  
⇒税額は7万円



# マイホームを建てる方へ

## 固定資産税のあらまし

### 固定資産税とは…

1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その固定資産の価格に基づいて算定された税額を所在する市町村に納める税金です。  
また、一部の土地・家屋には「都市計画税」が課税されます。

### 税額の算出方法

次の算式により計算します。

- ◎固定資産税額＝課税標準額×税率（1・4％）
- ◎都市計画税額＝課税標準額×税率（0・25％）

### 評価額

国で定められた「再建築費評点基準表」により算出します。

算出された評価額は、4月1日から7月末日までの間、課税台帳で確認できます。

また、6月中旬にお届けする「納税通知書」に同封の「課税明細一覧」でも確認できます。

### 家屋調査について

家屋の評価額を算出するため、間取りや使用資材、設備を見せていただく調査をさせていただきます。

その際、評価の参考資料にするため、家屋の図面・見積書などを見せていただくこともあります。

### 調査のお願い

家屋が完成した場合、電話などで事前に連絡を

し、家屋調査の日程について決めさせていただきます。

なお、家屋の完成については、登記・完了検査・使用状況などを参考に判断します。

※平成15年1月2日から平成16年1月1日までに完成の確認がされた家屋は、平成16年度から課税されます。

### 税の軽減

住宅を新築した場合、一定要件に該当すると、土地や家屋の税額が軽減されます。（12ページ参照）  
家屋調査の際には、この軽減の内容説明と手続きも行います。

### 問合せ先

減税措置など、詳しくは税務課資産税係（☎3-2333）へ。

## 町長の日記

15年3月13日(木)

この冬の降雪量はずいぶん8mを越えた。除雪の苦情も多かったのが3月に入ってホッとしたのもつかの間、今度は議会で夜間診療が9時迄になったことなどで「町長は弱い者に厳しい」と問いつめられて、少し悲しい。

この議会の初めに今年度の施政方針を述べた時、傍聴席は久びさに満席で私も元気よく演説をはじめたが終わり頃「これからは住民負担のともなう施策も断行しなければならない」と原稿には書いていたが、さすがにそこを読んだ時、苦渋はかくせなかった。

公約の「やさしい対話」を実行するため毎週「おはよう町長室」を開いているが、気楽に相談やさまざまな提案に来てくれるようにすっかり定着したのはうれしい。

「町長の日記」は、月1回の記者会見のつもりで自分の考えていることを、町民に伝える手段として日記風に私生活を通して必ず何か一つメッセージを送っているつもりであるが町政について、沢山の町民に全て理解していただく事は大変な苦勞があると痛感している。

昨年たった一人の卒業式に参列したが、今年は一番大勢の卒業式に行くことにして、当別中学校の卒業式に参列した。

浅見校長から一人ひとり卒業証書をいただく我が子の姿をみつめていた父母は、どの人も15年の苦勞を心地良く想い起こしているようだった。

一私の苦勞は始まったばかりだと気づいた。

当別町長泉亭俊考